

# 商品概要説明書

## 貯蓄貯金

(平成30年7月1日現在)

|  |  |
|--|--|
| 1. 商品名<br>(愛称)   | ・貯蓄貯金  |
| 2. 販売対象  | ・個人のみ  |
| 3. 期間  | ・定めなし  |
| 4. 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                          | ・随時預入<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 5. 払戻方法  | ・随時払い戻します  |
| 6. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の7段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します</li> <li>・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>・2.0% (国税1.5%、地方税5%) ※の分離課税となります<br/>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、2.315% (国税1.5.315%、地方税5%) の分離課税となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください</li> </ul>   |
| 7. 手数料   | ・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)   |
| 8. 付加できる特約事項   | ・マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます   |
| 9. 中途解約時の取扱い   | —  |
| 10. 貯金 (預金) 保険制度 (公的制度)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>保護対象</b><br/>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます</li> </ul>   |
| 11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容   | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または事業管理部 (電話: 072-924-6633) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所 (電話番号: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合事業管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031) (※)<br/>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会 (詳しくは上記当組合事業管理部にお問い合わせください。)</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター (大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> |
| 1 2. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません</li> <li>・総合口座の取扱いはできません</li> <li>・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 20 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。なお、翌月 19 日までに記帳いただいた場合は、合計して記帳することはいたしません。</li> </ul>  |

J A大阪中河内